

❁ 60歳になれば退職共済年金の請求を

在職中でも年金請求の手続きを！

60歳を迎えられた組合員の方が、一定の要件を満たせば、在職中であっても退職共済年金の請求手続きを行っていただく必要があります。

請求要件に該当されましたら、所属所共済事務担当課を通じ本組合へ請求手続きを行っていただきますようお願いいたします。（退職時には「退職改定」請求書の提出が必要となりますが、在職中に請求しておくことで退職時の手続きが簡素化でき、円滑に年金が受けられます。）

なお、在職中のため退職共済年金は原則全額支給停止となりますが、年金額と給与月額によっては一部支給される場合があります。



○退職共済年金の請求ができる要件とは・・・

- ① 60歳以上であること ② 組合員期間が1年以上であること ③ 組合員期間等が25年以上あること

※組合員期間等には、公務員期間だけでなく、厚生年金や国民年金などの公的年金期間が含まれます。

○厚生年金の加入期間がある場合には・・・

公務員として勤務される前に、厚生年金の加入期間が1年以上あり支給要件を満たせば公務員として在職中であっても、日本年金機構より『老齢厚生年金』が60歳到達の翌月分から支給されることになります。

なお、老齢厚生年金の請求手続きや支給要件等につきましては、最寄りの年金事務所にご確認ください。

❁ 前歴の報告について

これまでに公務員として勤務されたことはありませんか？

公務員として勤務していた期間は、すべて通算され、最後に所属していた共済組合で年金を決定することになります。

このため、現在の市町村役場等に勤務される前に、公務員として勤務していたことがある場合（「別の共済組合」(*)に加入されていたことがある場合）には、本組合へ報告を行っていただく必要があります。

資格取得時に、「年金加入期間等報告書」により以前に加入していた公務員期間等を報告いただいておりますが、この報告において漏れがある場合には別途届出をお願いします。

これらの報告が漏れますと、年金記録に漏れが生じるだけでなく、将来、加入していた公務員期間に応じた年金を受給できないことにもなりかねませんので、期間の長い短いにかかわらず必ず報告をお願いします。

詳細につきましては、所属所共済事務担当課又は本組合（年金課又は保険課）までお問い合わせください。

※「別の共済組合」とは、国家公務員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、地方職員共済組合及び市町村職員共済組合を指します。

❁ 年金改正のお知らせ

本年4月分から0.3%引き下げとなります！

年金は、前年の物価に連動して改定することとなっていますが、現在支給されている年金は特例により、平成17年の物価を基準としてこれよりも物価が下がった場合に、年金額を改定することとなっています。

平成23年度の全国消費者物価指数は、平成17年の物価を下回ったため、平成24年4月分（実際の年金引き下げは、平成24年4月・5月分を受け取る平成24年6月支給期）から、年金額が0.3%引き下げとなります。

また、現在支給されている年金は、本来の支給すべき水準よりも高くなっていることから、今後3年間でこれを解消するために、段階的に引き下げが行われる予定です。